

奈良県告示第二百九十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和七年十一月七日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
仲野 有希子	社会医療法人田北会田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	内科（心臓機能障害）	令和七年九月二十二日
立花 裕士	医療法人康成会旭ヶ丘クリニック	香芝市旭ヶ丘五丁目三六一一	内科及び腎臓内科（人工透析）（じん臓機能障害）	令和七年九月二十二日
米澤 泰司	医療法人和幸会阪奈中央病院	生駒市俵口町七四一番地	脳神経外科（音声・言語機能障害）	令和七年九月二十二日
尾矢 公子	社会医療法人平成記念会平成まほろば病院	橿原市四分町八二一	リハビリテーション科（平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害）	令和七年九月二十二日

（次頁に続く。）

田中 優				
社会医療法人平成 記念会平成まほろ ば病院				
檀原市四分町八二 ー一				
リハビリテー ション科（平 衡機能障害、 音声・言語・ そしやく機能 障害）				
令和七年九 月二十二日				